

農林中央金庫法の施行に関し定める件等の一部を改正する告示案の概要

令和7年7月
農林水産省

I 趣旨

食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律及び卸売市場法の一部を改正する法律（令和7年法律第69号。以下「改正法」という。）の施行により、

- ① 食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律（平成3年法律第59号。以下「法」という。）の題名が、「食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進及び食品等の取引の適正化に関する法律」に改められること
- ② 法第7条第1項において規定されていた、株式会社日本政策金融公庫（以下「公庫」という。）による資金の貸付けの業務が、改正法による改正後の法において第15条第1項に規定されること

に伴い、平成13年9月13日金融庁・農林水産省告示第13号（農林中央金庫法の施行に関し定める件。以下「農中告示」という。）、平成18年3月31日金融庁・農林水産省告示第9号（農業協同組合法第十条第六項第八号に規定する主務大臣の定める者等を定める件。以下「農協告示」という。）、平成18年3月31日金融庁・農林水産省告示第12号（水産業協同組合法第十一条第三項第七号等に規定する主務大臣の定める者等を定める件。以下「水協告示」という。）について、所要の改正を行う。

II 概要

農中告示、農協告示及び水協告示において、次の事項が定められている。

- ① 農林中央金庫法（平成13年法律第93号）第54条第4項第10号、農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第10条第6項第8号、水産業協同組合法（昭和23年法律第242号）第11条第3項第7号等の規定により、農林中央金庫、農業協同組合、水産業協同組合等が、公庫の業務の代理について、主務大臣の定める業務に限り行うもの。
- ② 農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令（平成5年大蔵省・農林水産省令第1号）第6条第1号イ及び漁業協同組合等の信用事業等に関する命令（平成5年大蔵省・農林水産省令第2号）第3条第2号イの規定により、農業協同組合連合会、漁業協同組合連合会等が、公庫が会員又は組合員以外のものに対して貸し付けている資金に係る債務保証で農林水産大臣及び金融庁長官が定める資金の貸付けに限り行うことができるもの。

これらの告示において、法の題名及び法第7条を引用しているところ、改正法により法の題名が改められるため、当該告示で引用している法の題名も「食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進及び食品等の取引の適正化に関する法律」に改めるとともに、改正法により法第7条が第15条に移動することから、当該告示で引用している条番号の手当てを行う。

III 施行期日

改正法の施行の日（令和7年10月1日）